

「関東大震災映像デジタルアーカイブ」広報素材利用申込書

※別紙の画像リストをご参照の上、貸出を希望される素材の にチェックをつけてください。

『大正拾弐年九月一日 猛火と屍の東京を踏みて』スチル画像		
1	千代田／焼失,倒潰・損壊／焼失した如水会館と崩落した一ツ橋	
2	台東／焼失,倒潰・損壊／壊滅した浅草六区の劇場街	
3	台東／救助・救護・救援,避難生活の場／浅草寺観音堂前で食料を求める人々	
4	台東／避難,救助・救護・救援,避難生活の場／避難小屋の列と八百屋の立売所	
5	台東／焼失,倒潰・損壊／焼跡に残る吉原大門の柱と吉原病院の門	
6	中央／焼失,倒潰・損壊／鞍掛橋越しに見た浜町川西岸の凄まじい焼跡	
『大正拾弐年九月一日 猛火と屍の東京を踏みて』動画		
	上の画像を含むシーンのクリップを繋ぎ合わせた動画です	

広報素材貸出条件

1. 素材は、「関東大震災映像デジタルアーカイブ」の紹介にのみ使用する。
2. 画像利用の場合、サイト名「関東大震災映像デジタルアーカイブ」と、「制作：国立映画アーカイブ、国立情報学研究所」を明記する。動画利用の場合、本素材を放送・使用する全篇に「映像提供：国立映画アーカイブ」の一文及び作品のクレジット「『大正拾弐年九月一日 猛火と屍の東京を踏みて』（1923年）」を提示する。
3. データを第三者に渡さない。使用後、提供素材は消去する。メディアで提供した場合は使用後2週間以内に国立映画アーカイブに返却するものとする。
4. 作品画像は全図で使用し、部分使用・トリミング・加工などの改変は行わない。動画素材の場合、短くカットしたい等の場合は事前にその旨を伝えること。
5. 掲載紙（誌）または放映データを、下記の広報担当宛に納品する。WEBサイトの場合は、掲載時に報告する。
6. 申請の使用目的以外での再利用・複製・転売・貸与・譲渡等は一切行わない。
7. 二次利用にあたっては、事前に下記の広報担当に事前に報告する。

※事前に校正データをお送りください。お送り頂けない場合、掲載内容についての責任は当方では負いかねます。

*広報素材貸出条件に同意の上、下記に必要事項を記入し、メールまたはFAXにてご提出ください。

申込書が届き次第、内容を確認し、メールにて素材をお送りします。

お名前：

ご所属・媒体名：

出版物・放送番組名：

T E L :

F A X :

メールアドレス：

【送付先】国立映画アーカイブ「関東大震災映像デジタルアーカイブ」広報担当
電話：03-3561-0823／FAX：03-3561-0830／E-mail：kanto1923@nfaj.go.jp

広報用画像リスト

※キャプションの併記をお願いします。

1



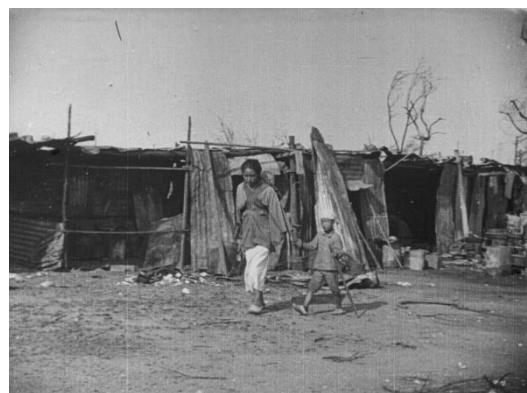
2



3



4



5



6



【キャプション】

- 1.『大正拾弐年九月一日 猛火と屍の東京を踏みて』1923年 焼失した如水会館と崩落した一ツ橋
- 2.『大正拾弐年九月一日 猛火と屍の東京を踏みて』1923年 壊滅した浅草六区の劇場街
- 3.『大正拾弐年九月一日 猛火と屍の東京を踏みて』1923年 浅草寺観音堂前で食料を求める人々
- 4.『大正拾弐年九月一日 猛火と屍の東京を踏みて』1923年 避難小屋の列と八百屋の立売所
- 5.『大正拾弐年九月一日 猛火と屍の東京を踏みて』1923年 燃跡に残る吉原大門の柱と吉原病院の門
- 6.『大正拾弐年九月一日 猛火と屍の東京を踏みて』1923年 鞍掛橋越しに見た浜町川西岸の凄まじい焼跡